

名古屋市立大学履修証明プログラムに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、名古屋市立大学（以下「本学」という。）における履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等本学の学生以外を対象として、本学の教育・研究資源をいかし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムを提供することを目的とする。

(開設)

第3条 履修証明プログラムは、次に掲げる組織（以下「研究科等」という。）が単独、又は複数で共同して開設することができる。

- (1) 名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）第2条に定める学部
- (2) 名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）第2条に定める研究科
- (3) 名古屋市立大学学則第5条に定める高等教育院
- (4) その他学長が特に必要と認め、履修証明プログラムを開設するために編成された組織

（一部改正 令和3年達第3号、令和3年達第100号）

(開設の要件)

第4条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは正規課程の授業科目（以下「授業科目」という。）又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

- 2 履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、60時間以上とする。
- 3 履修証明プログラムの講習又は授業科目を担当する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修証明プログラムを開設する研究科等の長（前条各号に掲げる組織のうち複数の組織が共同して履修証明プログラムを開設する場合

には、代表する研究科等の長。以下「開設部局等の長」という。)が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。

(一部改正 平成31年達第35号、令和3年達第3号、令和3年達第100号)

(履修資格)

第5条 履修証明プログラムを履修することのできる者は、名古屋市立大学学則第17条又は名古屋市立大学大学院学則第20条から第21条までに定める資格を有する者のうちから、開設部局等の長が定める。

(一部改正 令和3年達第3号)

(履修証明プログラムの開設の届出及び公表)

第6条 開設部局等の長は、履修証明プログラムを開設しようとするときは、履修証明プログラム開設届(別記様式1)を学長に届け出るものとする。

2 開設部局等の長は、届出後に前項に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を学長に届け出るものとする。

3 学長は、前2項の届出があったときは、全学教育機構の議を経て、履修証明プログラムの開設を承認するものとする。

4 開設部局等の長は、前項の承認があったときは、第1項に掲げる事項を公表するものとする。

(一部改正 平成31年達第35号)

(履修の申請)

第7条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の期日までに、別に定める書類により当該履修証明プログラムを開設する開設部局等の長に願い出るものとする。

(履修の許可)

第8条 開設部局等の長は、前条申請を願い出た者で履修証明プログラム履修生として相応しいと認めるものに対し、履修の許可を行うものとする。

(受講料)

第9条 履修証明プログラムの受講料は、プログラム実施に要する経費を基準として開設部局等の長が別に定める。

2 履修証明プログラム生は、指定の期日までに受講料を納付しなければならない。

3 既納の受講料は、還付しない。

(一部改正 令和3年達第3号)

(教材・実験・実習等の費用)

第10条 教材・実験・実習等に要する費用は、必要に応じて履修証明プログラムの履修生の負担とする。

(記録の作成と管理)

第11条 開設部局等の長は、履修証明プログラムの履修の許可を受けた者の履修の記録その他教務に関する記録等を作成し、管理するものとする。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第12条 開設部局等の長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者には、履修証明プログラムの修了の認定を行う。

2 開設部局等の長は、前項により修了の認定をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づき、履修証明書(別記様式2)を交付するものとする。

(実施体制の整備)

第13条 開設部局等の長は、履修証明プログラムの開設および実施状況の評価を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 学長は、必要があると認めるときは、全学教育機構を通じて、開設部局等の長に対し履修証明プログラムの実施状況等に関する報告を求め、又はその状況を調査する。

(一部改正 平成31年達第35号)

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第35号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の第 6 条第 3 項及び第 14 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 70 号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 3 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 100 号）

この規程は、発布の日から施行する。